

## 鹿 児 島 県 公 報

令 和 3 年 1 月 29 日 ( 金 ) 第 178 号

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 公有水面の埋立ての免許 (漁港漁場課取扱い) 1
- 県営土地改良事業の換地計画の決定 (農地整備課取扱い) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 4
- 自動車専用道路の指定 (道路維持課取扱い) 4
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 5

## 公 告

- 令和2年度行政書士試験合格者公告 (市町村課取扱い) 5
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 6
- 落札者等の公告 (県立大島病院取扱い) 6

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (※) (選挙管理委員会取扱い) 6

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 109 号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

令 和 3 年 1 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 免許年月日  
令和3年1月19日
- 2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
鹿 児 島 県  
鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一
- 3 埋立区域
  - (1) 位置  
イ 大島郡瀬戸内町大字久慈字ノミマカリ131番地から同町大字久慈字伊目66番地2に至る間の土地に接する県道敷きの地先公有水面及び県道敷きに接する国有海浜地の地先公有水面  
ロ 大島郡瀬戸内町大字久慈字伊目11番地1から同町大字久慈字長崎4番地2に至る間の土地に接する県道敷きの地先公有水面及び県道敷きに接する国有海浜地の地先公有水面
  - (2) 区域  
イ 次の点1から点19までを順次に直線で結んだ線及び点19と点1を結んだ線により囲まれた区域  
点1 四等三角点「長崎」 (北緯28度13分44秒3939, 東経129度15分50秒6340) (以

下「基点」という。)から314度15分18秒163.78メートルの地点

- 点2 点1の地点から9度34分51秒20.34メートルの地点
- 点3 点2の地点から12度24分09秒4.68メートルの地点
- 点4 点3の地点から22度36分39秒3.92メートルの地点
- 点5 点4の地点から32度22分14秒5.11メートルの地点
- 点6 点5の地点から45度16分09秒5.57メートルの地点
- 点7 点6の地点から54度43分27秒8.88メートルの地点
- 点8 点7の地点から73度10分16秒5.51メートルの地点
- 点9 点8の地点から110度11分01秒12.66メートルの地点
- 点10 点9の地点から160度07分29秒3.02メートルの地点
- 点11 点10の地点から183度06分09秒3.61メートルの地点
- 点12 点11の地点から239度50分22秒11.72メートルの地点
- 点13 点12の地点から234度04分48秒2.82メートルの地点
- 点14 点13の地点から226度24分48秒8.44メートルの地点
- 点15 点14の地点から217度14分45秒4.83メートルの地点
- 点16 点15の地点から212度15分37秒3.43メートルの地点
- 点17 点16の地点から207度01分26秒7.19メートルの地点
- 点18 点17の地点から200度32分35秒6.05メートルの地点
- 点19 点18の地点から201度26分18秒10.30メートルの地点

ロ 次の点20から点51までを順次に直線で結んだ線及び点51と点20を結んだ線により囲まれた区域

- 点20 基点から328度04分22秒26.68メートルの地点
- 点21 点20の地点から336度51分20秒10.97メートルの地点
- 点22 点21の地点から312度35分00秒5.92メートルの地点
- 点23 点22の地点から307度29分51秒4.91メートルの地点
- 点24 点23の地点から327度16分00秒4.95メートルの地点
- 点25 点24の地点から328度17分55秒3.81メートルの地点
- 点26 点25の地点から343度24分28秒8.57メートルの地点
- 点27 点26の地点から312度01分21秒2.20メートルの地点
- 点28 点27の地点から296度09分51秒20.00メートルの地点
- 点29 点28の地点から296度10分03秒17.70メートルの地点
- 点30 点29の地点から294度25分42秒2.29メートルの地点
- 点31 点30の地点から293度12分41秒13.31メートルの地点
- 点32 点31の地点から288度56分19秒5.37メートルの地点
- 点33 点32の地点から282度01分18秒12.78メートルの地点
- 点34 点33の地点から276度13分59秒3.72メートルの地点
- 点35 点34の地点から266度54分17秒11.37メートルの地点
- 点36 点35の地点から276度58分42秒0.54メートルの地点
- 点37 点36の地点から276度58分42秒1.48メートルの地点
- 点38 点37の地点から310度36分43秒2.96メートルの地点
- 点39 点38の地点から344度47分57秒4.06メートルの地点
- 点40 点39の地点から81度55分02秒3.48メートルの地点
- 点41 点40の地点から63度57分08秒15.41メートルの地点
- 点42 点41の地点から81度07分01秒4.91メートルの地点
- 点43 点42の地点から82度29分42秒17.31メートルの地点
- 点44 点43の地点から99度38分46秒3.24メートルの地点
- 点45 点44の地点から108度32分00秒4.80メートルの地点
- 点46 点45の地点から113度28分43秒25.37メートルの地点
- 点47 点46の地点から116度45分52秒7.58メートルの地点
- 点48 点47の地点から137度21分41秒18.55メートルの地点

- 点49 点48の地点から148度06分21秒20.53メートルの地点  
点50 点49の地点から153度46分12秒25.77メートルの地点  
点51 点50の地点から223度13分25秒3.08メートルの地点

## (3) 面積

- イ 781.60平方メートル  
ロ 2,006.92平方メートル  
合計 2,788.52平方メートル

## 4 埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 位置

大島郡瀬戸内町大字久慈字ノミマカリ131番地から同町大字久慈字長崎4番地2に至る間の土地に接する県道敷きの地先公有水面及び県道敷きに接する国有海浜地の地先公有水面

## (2) 区域

次の点1から点45までを順次に直線で結んだ線及び点45と点1を結んだ線により囲まれた区域

- 点1 基点から328度04分22秒353.24メートルの地点  
点2 点1の地点から277度01分42秒17.94メートルの地点  
点3 点2の地点から307度29分51秒7.52メートルの地点  
点4 点3の地点から327度16分00秒7.70メートルの地点  
点5 点4の地点から328度17分55秒5.94メートルの地点  
点6 点5の地点から343度24分28秒4.24メートルの地点  
点7 点6の地点から297度43分18秒15.61メートルの地点  
点8 点7の地点から296度10分03秒17.27メートルの地点  
点9 点8の地点から294度25分42秒1.90メートルの地点  
点10 点9の地点から293度12分41秒12.59メートルの地点  
点11 点10の地点から288度56分19秒3.91メートルの地点  
点12 点11の地点から282度01分18秒11.12メートルの地点  
点13 点12の地点から276度13分59秒1.74メートルの地点  
点14 点13の地点から266度54分17秒9.11メートルの地点  
点15 点14の地点から258度58分19秒5.36メートルの地点  
点16 点15の地点から239度50分22秒8.44メートルの地点  
点17 点16の地点から234度04分48秒1.06メートルの地点  
点18 点17の地点から226度24分48秒6.24メートルの地点  
点19 点18の地点から217度14分45秒2.97メートルの地点  
点20 点19の地点から212度15分37秒2.09メートルの地点  
点21 点20の地点から207度01分26秒5.66メートルの地点  
点22 点21の地点から200度32分35秒4.91メートルの地点  
点23 点22の地点から255度37分26秒18.49メートルの地点  
点24 点23の地点から330度08分34秒10.81メートルの地点  
点25 点24の地点から9度34分51秒20.34メートルの地点  
点26 点25の地点から12度24分09秒4.68メートルの地点  
点27 点26の地点から22度36分39秒3.92メートルの地点  
点28 点27の地点から32度22分14秒5.11メートルの地点  
点29 点28の地点から45度16分09秒5.57メートルの地点  
点30 点29の地点から54度43分27秒8.88メートルの地点  
点31 点30の地点から73度10分16秒5.51メートルの地点  
点32 点31の地点から110度11分01秒12.66メートルの地点  
点33 点32の地点から72度27分43秒4.48メートルの地点  
点34 点33の地点から81度55分02秒3.48メートルの地点  
点35 点34の地点から63度57分08秒15.41メートルの地点

- 点36 点35の地点から81度07分01秒4.91メートルの地点  
 点37 点36の地点から82度29分42秒17.31メートルの地点  
 点38 点37の地点から99度38分46秒3.24メートルの地点  
 点39 点38の地点から108度32分00秒4.79メートルの地点  
 点40 点39の地点から113度28分43秒25.37メートルの地点  
 点41 点40の地点から116度45分52秒7.58メートルの地点  
 点42 点41の地点から137度21分41秒18.55メートルの地点  
 点43 点42の地点から148度06分21秒20.53メートルの地点  
 点44 点43の地点から153度46分12秒25.77メートルの地点  
 点45 点44の地点から223度13分25秒3.08メートルの地点

## (3) 面積

5,283.19平方メートル

## 5 埋立地の用途

道路用地

## 鹿児島県告示第110号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営農地環境整備阿嶽地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 3 年 1 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和 3 年 2 月 1 日から同年 3 月 2 日まで
- 3 縦覧場所  
中種子町役場農地整備課

## 鹿児島県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 3 年 1 月 29 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 1 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	名瀬竜郷線	大島郡龍郷町龍郷字コハマ 78番1地先から69番4地先 まで	前	10.6~40.9	126.1
			後	10.5~19.8	126.1

## 鹿児島県告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。

なお、指定する道路の部分を表示した図面は、令和 3 年 1 月 29 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 1 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 路線名  
志布志福山線
- 2 指定する道路の部分及び期日

指 定 す る 道 路 の 部 分	指定する期日
志布志市志布志町安楽字長迫2541番 1 地先から同市有明町伊崎田字 大道8027番 3 地先まで	令和 3 年 1 月 29 日

**始良・伊佐地域振興局告示第 2 号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の20第 4 項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和 3 年 1 月 29 日

始良・伊佐地域振興局長 中野功久

事 業 所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月 日	障害児通 所支援の 種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
放課後等デイサ ービススマイル きらきら	始良郡湧水町木 場字亀沢956番 6	株式会社スマイ ルライフケア	霧島市溝辺町竹 子603番地19	永吉るり子	令和 3 年 2 月 14 日	放課後等 デイサー ビス

**始良・伊佐地域振興局告示第 3 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 3 年 1 月 29 日

始良・伊佐地域振興局長 中野功久

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月 日	障害福祉 サービ スの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
障害者支援セン ターワークショ ップゆうすい	始良郡湧水町北 方808番地 1	社会福祉法人真 奉会	霧島市隼人町内 2068番地	大村 貢	令和 3 年 2 月 1 日	就労移行 支援

**公 告**

令和 2 年度行政書士試験合格者公告

行政書士法（昭和26年法律第 4 号）第 3 条の規定により実施した令和 2 年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。

令和 3 年 1 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

受験番号	受験番号	受験番号
9110010	9110016	9110018
9110056	9110172	9110173
9110191	9110193	9110195
9110222	9120001	9120037
9120054	9120066	9120075
9120089	9120103	9120116
9120139	9120148	9120157
9120158	9120161	9120162
9120166	9120175	9120215
9120240	9120248	9120260

## 開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 3 年 1 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
(2 工区)

志布志市志布志町安楽字波見3528番1, 3529番, 3530番, 3532番, 3535番, 3535番2, 3536番, 3539番, 3540番, 3540番2, 3540番3, 3542番1, 3542番2及び3542番3並びに宇田尻3598番1の一部, 3610番1, 3610番2, 3611番, 3612番1, 3612番2, 3613番, 3614番, 3614番2の一部, 3615番, 3616番, 3616番2, 3617番, 3618番, 3618番2, 3619番1, 3619番2, 3620番, 3621番, 3622番1及び3623番3

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
東京都中央区日本橋二丁目2番20号  
株式会社一六商事西日本  
代表取締役 黒木清巳

## 落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 3 年 1 月 29 日

県立大島病院長 石神純也

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
全身用X線CT診断装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
県立大島病院総務課  
奄美市名瀬真名津町18番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和 3 年 1 月 15 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社名瀬メディカル  
奄美市名瀬朝仁新町9-25
- 5 落札金額  
63,800,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和 2 年 11 月 27 日

**選挙管理委員会告示****鹿児島県選挙管理委員会告示第6号**

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 1 月 29 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1の表8の項中「公益社団法人昭和会今給黎総合病院」を「公益社団法人昭和会上町いまきいれ病院」に改める。